第63号（第74条関係）（平27内府令６・全改・旧第65号繰上、令元内府令12・一部改正）

第　　号

練習射撃場指定解除通知書

年　　月　　日

殿

公安委員会　　印

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の12第１項の規定により、以下のとおり練習射撃場の指定を解除する。

| | | |
|---|---|---|
| 練習射撃場 | 指定番号 | |
| | 指定年月日 | 年　　月　　日 |
| | 名称 | |
| | 射撃場の区分 | |
| 解除の理由 | | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。